空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月26日に完全施行されました。



「特定空家等」

- ① そのまま放置すれば倒壊等著しく 保安上危険となるおそれのある状態の空家等
- ② そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおどれのある状態の空家等
- ③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態の空家等
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置す / ることが不適切である状態の空家等

法律制定の経緯・目的

近年、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていて、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のために対応が必要になったため。

空家等の所有者の責務

空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理につとめなければならない。

市町村の貴務

市町村は、空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう務めるものとする。

特定空家等に対する措置

除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の「助言又は指導」、「勧告」、「命令」、「代執行」 の措置が可能。

税制上の措置

「勧告」を受けた特定空家等に係る土地については、住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の対象から除外する。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」 のしくみ



市民等からの情報提供など



必要がある場合に「立入調査」を行うことができる。 「立入調査」を拒み、妨げ、又は忌避した者は20 万円以下の過料。

「特定空家等」に該当するか判断

助言又は指導

除却・修繕・立木竹の伐採・その他の必要な措置。

勧告

指導したにも関わらず改善されない場合に、除却・ 修繕・立木竹の伐採・その他の必要な措置をとることを「勧告」する。

「勧告」を受けた空家等は住宅用地に係る固定資産 税及び都市計画税の特例措置の対象から除外。

命令

「勧告」したにも関わらず改善されない場合に、勧 告に係る措置をとることを命ずる。

「命令」に違反した場合は50万円以下の過料。

行政代執行

「命令」をしても履行しないとき行政が代執行を行 うことができる。

空き家対策についての窓口 問合せ先

鴻巣市 総務部 自治文化課防犯・消費生活担当 048-541-9017 (直通)